

- 5 処分庁は、平成28年11月21日、ケース診断会議を開催し、平成29年1月1日付けで住宅扶助を減額するとともに、請求人が退職した翌月の平成27年12月から平成28年12月までの間に過支給となった住宅扶助については、法第63条を適用し、費用返還を求める決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成28年11月25日付けで、請求人へ通知した。
- 6 平成29年2月7日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

法改定にて住宅扶助費減額する平成29年1月から2,000円引かれるよとケースワーカーに聞かされたのが平成28年11月始日の事で、同年11月29日に受け取った通知内容に対し不服があり、これを記している。

- 一、 法改定に依る住宅扶助費減額を平成28年11月始日初めて知った。
- 一、 ケースワーカーに家賃変更届けなるもの家主へ持参し記入してもらってと手渡されたが、その内容を知らされていない。
- 一、 平成28年11月29日返還金、徴収金決定書が送られて来た。
- 一、 その決定理由が理解出来ない。何故遡ること13ヶ月分が徴収されるのかケースワーカーは私に平成29年1月から変更されると伝えたくせに、まったく訳が判からぬ内容である。
- 一、 何故13ヶ月前時点で何も聞かされず、何の予告も無く通知で何とでもなると思われているのだろうか。

不服申し立てをするとケースワーカーに伝えるも私の言葉を無視した。

以上の点に関して処分庁側の対処は行き届いていたのか。

無論、私に通知は何もなかった。

にも関わらず何の徴収金たる通知が届けられたのかが意味不明だ。

何故この様に無茶な通知を届けるのか事実を明確に説明されたし。

- (2) 審理員が請求人に対し、平成29年4月25日付けで、弁明書の副本を送付し、これに対する反論書等の提出を求めたが提出がなく、平成30年10月19日付けで再度反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年4月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成22年4月1日 処分庁にて生活保護開始。

(イ) 平成27年3月24日 請求人がA社にて就労開始。

(ウ) 平成27年7月 住宅扶助額の限度額の改定に伴い、請求人については「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助局長通知」という。）1-（2）-アただし書（イ）に該当するとして住宅扶助局長通知3-（1）を適用し経過措置とした。請求人は現に「就労しており、転居によって通勤に支障をきたすおそれがある場合」に該当すると判断した。

(エ) 平成28年5月16日 請求人がA社を平成27年11月末退社したと口頭での申告あり。申告書の提出を指示するも提出なし。

(オ) 平成28年11月17日 住宅扶助費の限度額の改定がなされていなかったため、その旨の説明を定期訪問時に請求人に行った。住宅扶助費の変更が1月分保護費から行うことと、平成27年12月分～平成28年12月分の差額の返還についても説明をした。

(カ) 平成28年11月 請求人来所。請求人は家賃の支払いが民間代理納付となっており、住宅扶助費の差額2,000円の支払いについて確認することと、今回の件で家賃変更があるならば住宅費証明を貸主に書いてもらうようにと説明し、用紙を渡した。

(キ) 平成28年11月28日 ケース診断会議により、本件決定。

(ク) 平成28年12月1日 請求人より入電あり。本件決定について、請求人から不服有との申し出があった。内容証明郵便で市長宛てに本日発送したとの報告があった。

本件決定について請求人から改めて説明を求められることはなく、報告のみであった。

イ 本件決定の正当性について

住宅扶助費の改定時に、就労を理由に経過措置として適用していたが、退職したことで要件がないため住宅扶助限度額は変更される。なお、住宅扶助局長通知3-（2）-イによる経過措置の適用期間の考慮については、請求人の場合、賃貸契約書によると毎年2月の1年更新の契約となっていることから更新月の2月まで経過措置を適用することも可能であったが、処分庁が退職の事実を把握した時期は請求人から退職の口頭報告を受けた平成28年5月16日であった。これは、契約更新期間を大幅に経過しており、処分庁は適切な時期に住

宅扶助局長通知3-(2)-イによる経過措置について検討することができなかった。その原因は生計の状況について変動があったときは、報告することが義務づけられていながら、申告の遅滞があった請求人にあることから、処分庁としては、住宅扶助局長通知3-(2)の「現在の生活状況等を考慮して～引き続き旧基準額を適用して差し支えない。」について過去に遡ることから考慮できず、よって遡及してまで経過措置の適用について検討する必要はないと判断したものである。

本件において、請求人から退職の申し出があった際に住宅扶助費の変更が行われるべきであり、本件決定の原因は処分庁の見落としによるものであるが、処分庁が保護費の算定を誤っていたとしても、請求人の生活保護費を本来支給されるはずであった適法な金額に是正することは、当然求められるところであり、それを実現する本件決定は正当であると判断する。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成22年2月24日に、処分庁が受理した住宅費証明書には、「家賃・間代・地代(月額) 金42,000円(ただし共益費は除く)平成22年2月分から」との記載がある。

イ 平成27年3月27日に、処分庁が受理した就労状況申告書には、「就労形態 パート、時間給 840円、就労時間 午前7時～午前10時、就労開始日 平成27年3月24日より」との記載がある。

ウ 平成28年5月16日付けケース記録票には、「請求人は平成27年11月末にて退職 12月以降は収入がないとのこと。退職した旨の申告書を提出するよう指示。」との記載がある。

エ 平成28年11月17日付けケース記録票には、「住宅費の改定に伴い、請求人はH27年11月に退職しており、12月以降は40,000円とするべきであったが、42,000円を支給していた。これにより、H29年1月分保護費より住宅扶助費40,000円へ変更することとする。なお、H27年12月分～H28年12月分の差額26,000円については、別途ケース診断会議にて返還決定します。請求人へは既に説明・了解済です。」との記載がある。

オ 平成28年11月21日に開催されたケース診断会議の記録票には、会議の要点・結論として、「H27年12月分保護費～H28年12月分保護費の住宅扶助費の差額 2,000円×13か月分 計26,000円については全額返還決定する。(法63条)」との記載がある。

カ 同日付けケース記録票には、「請求人の住宅の貸主が来所。家賃・共益費の変更をすること、住宅費証明書の提出あり。変更はH29年1月分からとのこと。」との記載がある。

キ 平成29年1月分の保護決定調書には、「住宅 *40,000円、決定理由 住宅扶助費の変更」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項の第1号において、「住居」、第2号において、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

(4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(5) 住宅扶助局長通知において、『生活保護法による保護の基準』(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第3の2の規定に基づき、貴都道府県(市)における厚生労働大臣が別に定める額(以下『住宅扶助(家賃・間代等)の限度額』という。)が、下記1のとおり定められ、平成27年7月1日から適用することとされたので通知する。」と記され、住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について、処分庁管内の1人世帯は40,000円と記されている。

また、3 経過措置には、「同年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1 (2) アただし書(ア)から(ウ)までのいずれかに該当

する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。

(2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。

ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合 平成27年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間」と記されている。

そして、1(2)アただし書として、

「(ア) 通院又は通所(以下「通院等」という。)をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合

(イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合

(ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」と記されている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8の1の(2)は、「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」と定めている。

2 本件決定について

本件についてみると、請求人には、前記(3)のとおり、生計の状況に変動があったときは、速やかに報告することが義務づけられており、請求人は、適切に申告を行うべきであった。

一方で、処分庁は、請求人から退職の申し出があった際に住宅扶助費の変更を行うべきであり、本件決定の原因は処分庁の見落としによるものであることを自ら認めている。また、平成29年1月分から住宅扶助費の減額変更を行ったところ、住宅扶助費と同額に家賃が減額された経過をみても、処分庁が適切な時期に変更決定等を行っていたら、平成28年6月分以降の保護費の過支給は発生しなかったものと推認される。

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

しかしながら、平成28年11月21日のケース診断会議における検討等において、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

以上のとおり、請求人にも瑕疵は認められるものの、処分庁が、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

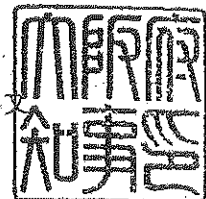
他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年6月26日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
 - 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

